# 「第3章」に関する改正意見についての現行条文との対照表

ご提出いただいた「第3章 市政運営」に関する具体的な改正意見について、現行の条文との対照表を作成しました。

討議員からの改正意見	現行の条文
(市長の公約) 第17条 市長は、選挙時の公約を <u>市民</u> <b>の意向や社会情勢を踏まえて</b> 総合計 画に反映させます。	(市長の公約) 第17条 市長は、選挙時の公約を総合 計画に反映させます。
2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表し説明責任を果たします。	2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。
第17条を <mark>削除</mark> するか、「 <u>公約を具現</u> 化するにあたっては、改めて市民、市議 <u>会に十分説明をし、理解を得る</u> 」の文言 を入れる。	(市長の公約) 第17条 市長は、選挙時の公約を総合 計画に反映させます。
	2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年1回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。
	(総合計画) 第18条 市長は、総合的かつ計画的な 行政運営を図るため、基本構想及び基 本計画から構成される総合計画を策定 します。 2 市長は、総合計画の策定にあたって は、あらかじめ計画に関する情報を市 民に提供し、市民の意見を反映させま す。 3 市長は、総合計画の内容及び進捗状 況に関する情報を年1回以上市民に分 かりやすく公表します。

「評価基準を経済性・効率性・有効性 に変えると同時に、事業の目的を今日的 意義の面から評価する」ことを規定す る。

(第18条第4項又は第20条)

4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

# (財政運営)

- 第19条 市長は、総合計画に基づく予 算の編成及び執行を行い、最少の経費 で最大の効果をあげるよう、健全な財 政運営に努めます。
- 2 市議会及び市の執行機関は、予算及 び決算その他市の財政に関する<u>長期</u> 財政試算等の情報を市民に分かりや すく公表します。

# (財政運営)

- 第19条 市長は、総合計画に基づく予 算の編成及び執行を行い、最少の経費 で最大の効果をあげるよう、健全な財 政運営に努めます。
  - 2 市議会及び市の執行機関は、予算及 び決算その他市の財政に関する<u>情報</u>を 市民に分かりやすく公表します。

第1項に「<u>事業の質を保証し</u>」等の文 言を入れる。

#### (財政運営)

- 第19条 市長は、総合計画に基づく予 算の編成及び執行を行い、最少の経費 で最大の効果をあげるよう、健全な財 政運営に努めます。
- 2 市議会及び市の執行機関は、予算及 び決算その他市の財政に関する情報を 市民に分かりやすく公表します。

#### (財政運営)

- 第19条 市長は、総合計画に基づき財 源確保に最善を尽くし、予算の編成及 び執行を行い、最少の経費で最大の効 果をあげるよう、健全な財政運営に努 めます。
- 2 市議会及び市の執行機関は、予算及 び決算その他市の財政に関する情報 を市民に分かりやすく公表します。

# (財政運営)

- 第19条 市長は、総合計画に基づ<u>く</u>予 算の編成及び執行を行い、最少の経費 で最大の効果をあげるよう、健全な財 政運営に努めます。
- 2 市議会及び市の執行機関は、予算及 び決算その他市の財政に関する情報を 市民に分かりやすく公表します。

# (行政評価)

第20条 市の執行機関は、効率的かつ 効果的な市政運営を推進するため、市 民参加による行政評価を年1回以上 実施し、その結果を市民に分かりやす く公表するとともに、施策等に反映し ます。

# (行政評価)

第20条 市の執行機関は、効率的かつ 効果的な市政運営を推進するため、市 民参加による行政評価を<u>実施し</u>、その 結果を市民に分かりやすく公表すると ともに、施策等に反映します。

#### (附属機関等)

- 第21条 市の執行機関は、附属機関等 を組織する場合、原則として市民から の公募による委員を参加させます。
- 2 市の執行機関は、附属機関等の委員 構成について、その機関の目的に応じ て男女の比率、他の附属機関等との重 複を十分考慮の上、多様な人材を登用 します。
- 3 市の執行機関は、附属機関等の会議 に市民が参加しやすいよう、時間、場 所その他開催方法等に配慮します。
- 4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

第4項に「**開催日通知**」に関する文言 を明記する。